

議案第43号

大阪市火災予防条例の一部を改正する条例案

大阪市火災予防条例（昭和37年大阪市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第63条の2の次に次の1条を加える。

（防火対象物の違反状況の公表）

第63条の3 消防長は、防火対象物を利用しようとする者の防火安全性の判断に資するため、当該防火対象物に係る防火管理者の状況又は当該防火対象物の消防用設備等の状況が法若しくはこれに基づく命令又はこの条例の規定に違反する場合は、その旨を公表することができる。

2 消防長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該防火対象物の管理について権原を有する者又は当該防火対象物の関係者にその旨を通知するものとする。

3 第1項の規定による公表の対象となる防火対象物及び違反の内容並びに公表の手続は、市規則で定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

平成27年2月13日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

防火対象物の違反状況の公表に関し必要な事項を定めるため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

(太字は改正)

大阪市火災予防条例 (抄)

(タンクの水張検査等)

第63条の2 省 略

(防火対象物の違反状況の公表)

第63条の3 消防長は、防火対象物を利用しようとする者の防火安全性の判断に資するため、当該防火対象物に係る防火管理者の状況又は当該防火対象物の消防用設備等の状況が法若しくはこれに基づく命令又はこの条例の規定に違反する場合は、その旨を公表することができる。

2 消防長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該防火対象物の管理について権原を有する者又は当該防火対象物の関係者にその旨を通知するものとする。

3 第1項の規定による公表の対象となる防火対象物及び違反の内容並びに公表の手続は、市規則で定める。